

2020年に予定されている国際的な大規模イベントの開催や昨今のインバウンドの増加により、食の多様化が見込まれる一方、2021年6月までのHACCP(*)に沿った衛生管理の義務化、食品リコール(自主回収)届出義務化など、従来以上に食品の安全確保への対応が求められています。本号では、改めて外国公的検査機関制度とその注意点、活用について解説します。

(*)事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法

1. 食品衛生法に基づく食品輸入時の検査

食品等を日本に輸入する際、輸入者は食品衛生法に基づき輸入届出を行い、必要に応じて厚生労働省登録検査機関で検査を受けることが義務付けられています。この検査を輸出前に輸出国の公的検査機関で行い、事前に試験成績書を取得することができるのが外国公的検査機関制度です。

販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。届出は港、空港の検疫所で受け付けられ、食品衛生監視員が適法性の審査や、検査の要否の判断を行います。

検査には検疫所が行うモニタリング検査、行政検査と、輸入者が厚生労働大臣登録検査機関へ依頼して行う命令検査、指導検査(自主検査)があります。後者の検査では、貨物は本邦到着後、検査機関によるサンプリング、分析、試験成績書発行を経て検査結果が合格と判断されるまで保税蔵置場に留め置かれ、輸入者はその費用を負担しなければならず、食品輸入において重要なハードルの一つとなっています。また、検査で規格基準違反の食品と判明した場合、貨物のシッパックや廃棄などの措置を取ることになり、輸入者にとって大きなリスクと言えます。

この手続の簡素化、迅速化を目的として外国公的検査機関(外公機)制度が設けられています。

2. 外国公的検査機関(外公機)制度の概要

外公機制度は、昭和57年から実施されている制度で、一定の条件を付してリスト掲載された検査機関の輸出国における検査結果を受け入れることにより、輸入時に輸入者が自主的に実施する検査の簡素化・迅速化を図る目的で導入されました。輸出国政府が自国において一定の検査能力を有する試験検査機関として認め、あらかじめ日本の厚生労働省へ依頼をしたものについて外国公的検査機関としてリスト掲載を行い、その機関で事前に検査を受け発行された試験成績書が届出書に添付されている場合には、当該項目の指導検査(自主検査)が省略されます。

リスト掲載の条件は、国際的に認められている検査方法(AOAC法)又はこれと同等以上の方法により検査を実施する能力を有する検査機関であって、輸出国または州の直轄の公的検査機関か、認定・指定を受けた指定検査機関です。現在(最終更新2019年7月22日時点)68か国・地域、4,088機関が掲載されており、厚生労働省のHPで確認が可能です。

この外公機による検査結果は、「地方衛生研究所等地方公共団体の食品衛生検査施設、食品衛生法に基づく厚生労働大臣が登録した検査機関において実施された検査結果と同等に取扱う」とされており、輸入時の指導検査(自主検査)の代わりにこの検査結果を提出することができます。輸入時に行う検査を事前に輸出国で実施できるため、リードタイムの短縮や、規格基準違反によるシッパックのリスクを低減することができます。



検査の様子(イメージ)

ただし、すべての検査項目が受け入れられるわけではありません。輸送途上において変化する恐れのある細菌、マイコトキシン(カビ毒)等の検査結果は受け入れから除外されます。命令検査の項目も除外されます。もっぱら利用されているのは、器具容器包装・おもちゃの規格試験や、ワインの二酸化イオウやソルビン酸、チョコレートや菓子など加工食品の添加物試験、食品添加物製剤に対する規格試験等です。

3. 外公機制度利用の注意点

輸出国で検査を済ませることができるというメリットがある一方、注意点、リスクもあります。多数の機関がリストに掲載されているものの、これらの機関がどのような検査を受託しているのかについては把握されていません。リストは、あくまで相手国・地域より一定の信頼度を持つ公的な検査機関であるという情報が寄せられたものというだけであり、個々の機関が日本の食品衛生法に基づく規格試験を実施しているか、日本のレギュレーションを理解した上で適切な試験法を採用し、評価できるかということまでは保証されておらず、輸入者が自ら確認する必要があります。また、試験成績書に審査で必要な事項がすべて記載されているか否かについても、輸入者が自らの責任で確認することが求められます。外公機の試験成績書に、最低限記載されているべき事項は以下の通りです。(英語か日本語で記載。)

- ① 検査機関に関する情報 ○名称及び所在地
- ② 依頼者に関する情報 ○氏名及び住所(法人にあっては、その氏名及び朱卓事業所の所在地)
- ③ 試験品に関する情報 ○生産国 ○製造所もしくは加工所の名称及び所在地、又は生産地 ○名称(品番等の試験品が特定できる情報を含む。) ○材質、色彩や模様等(器具、容器包装及びおもちゃに限る。) ○深さ、要領、加熱調理用器具の別(ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装に限る。) ○カラー写真(器具、容器包装及びおもちゃに限る。)
- ④ 試験に関する情報 ○試験項目 ○試験方法(出典及び根拠を含む。) ○試験結果(検出限界又は定量下限の記載を含む。) ○試験成績書の作成又は発行年月日並びに番号

せっかく試験成績書を入手しても、これらの情報が不足していると審査が行えず、輸入時に登録検査機関で検査を直さなければならないという事態になることもあります。利用にあたっては外公機としての試験成績書の発行実績が豊富で、日本の検査機関との技術提携を結んでいるなど、日本の食品衛生法に詳しい機関を選び、必要な記載事項や試験項目、試験法、基準値などを具体的に指示して依頼をし、出来上がった試験成績書も必ず内容をチェックしましょう。特に①の検査機関の名称・住所が登録されているものと一致しない、③の試験品と輸入貨物の同一性が確認できない、などの理由で利用できない事例がよくあります。

注意すべき点がありますが、事前に外国で検査を済ませられるメリットは大きく、制度を理解してうまく利用すれば、より円滑な食品輸入を行うことができます。

(本記事は一般社団法人・新日本検定協会殿にご寄稿頂いたものです。)

(参考)・厚生労働省 HP「輸入手続」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html>

・厚生労働省 HP「外国公的検査機関一覧」 <https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/5/index.html>



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

